

総合計画審議会 開催結果要旨

会議名	第11回木津川市総合計画審議会		
日時	平成21年1月21日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで	場所	木津川市役所 5階 全員協議会室
出席者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (議会推薦)	■高味 孝之委員
		2号委員 (公募委員)	■森本 茂委員、■福岡 正司委員、■中谷 啓一委員
		3号委員 (見識委員)	■真山 達志委員(会長)、□井上 典之委員(副会長)
		4号委員	■天津 泰治委員、■稲田 進委員、■大倉 恵美子委員 ■長西 養子委員、■木村 浩三委員、□中津川 敬朗委員 ■西澤 浩美委員、■西村 紀寛委員、■西村 正子委員
	特別職	河井市長	
	庶務 (事務局)	田中市長公室長、大西学研企画課長、坂元係長、中島主任、 財政課 植山課長補佐(説明・確認事項①説明員)	
	ワーキング	(株)地域計画建築研究所 石川	
傍聴者	2名(内、報道関係者0名)		
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 説明・確認事項</p> <p>① 財政収支見通しの追加について</p> <p>② その他中間案の修正等について</p> <p>○ごみ処理に関する記述について</p> <p>○第10回審議会の経過に基づく修正等について</p> <p>○その他の修正等について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>① 第1次木津川市総合計画(基本構想・基本計画)答申案について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 市長あいさつ</p> <p>6. 閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1. 開会</p> <p>事務局より開会を宣言した。</p> <p>2. 会長あいさつ及び議事録署名委員の指名</p> <p>会長より、開会にあたり、あいさつがあった。 なお、会議録署名委員として木村 浩三委員を指名した。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 説明・確認事項</p> <p>① 財政収支見通しの追加について</p> <p>担当課より、資料1を基に、「第8章 財政収支見通し」(案)の、算出の前提条件</p>		

と各数値について説明した。

審議の結果、担当課及び事務局において、平成 21 年度当初予算及び現在の経済情勢等を踏まえ、平成 25 年度までの財政収支見通しをあらためて積算し、掲載することを確認した。

②その他中間案の修正等について

(ア)ごみ処理に関する記述について

事務局より、資料 2 を基に、これまでの庁内プロジェクトチームでの検討経過及び記載内容について説明し、本日の経過を踏まえ、事務局において課題に関する補強を検討の上、必要に応じて案を修正することとした。

なお、答申への記載内容については、会長に一任し、後日各委員へ記載内容を報告することを確認した。

(イ)第 10 回審議会の経過に基づく修正等について

事務局より、資料 2 を基に、前回の審議会の経過に基づく修正内容について説明し、資料のとおり修正することを確認した。

(ウ)その他の修正について

事務局より、資料 2 を基に、その他の軽微な修正事項について説明し、資料のとおり修正することを確認した。

(2) 審議事項

① 第 1 次木津川市総合計画(基本構想・基本計画)答申案について

事務局より、資料 3 を基に、答申案について説明し、本日の審議経過により一部修正の上、資料のとおり答申することを決定した。

なお、本日の経過による修正内容については、会長に一任することとし、会長から答申を受けた後、各委員へ答申書を送付することとした。

4. その他

特記事項なし。

5. 市長あいさつ

閉会にあたり、河井市長より、あいさつがあった。

6. 閉会

1. 開会

2. 会長あいさつ及び議事録署名委員の指名

3. 議事

(1) 説明・確認事項

① 財政収支見通しの追加について

担当課より、資料1を基に、「第8章 財政収支見通し」(案)の、算出の前提条件と各数値について説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶ …質疑に対する返答)

○職員給について、前提条件で5年間に10人の定員増を見込んでいる割には、財政収支見通しの職員給の伸びが少ないのではないかと。

▶ 退職者補充を実施しない団体もあるが、合併時の大量退職等により既に削減計画を達成した状況であり、今後の団塊世代の退職や人口増加に対応する必要があることから、職員数の増加を見込んでいる。

職員給については、基本給の高い職員から、比較的給与が低い新規職員に切り替わるため、緩やかな伸びとなっている。

○大規模な道路事業や、清掃センターの建設は見込んでいるのか。

▶ 財政収支見通し案の算出時点では、清掃センターの建設時期が明確になっていなかったため、含まれていない。

また、大規模な道路事業についても、この時点では具体的な事業費が未定であったため、含まれていない。

○木津中央地区が平成25年にまち開きを迎えるため、少なくともそれに関連する事業は見込む必要があるのではないかと。

▶ 本案の積算時点で明らかになっていなかった事業で、現在具体化してきているものがある。平成21年度予算を反映させる際、そのような建設事業や最新のデータに基づく扶助費の変動等を考慮する。

○新市基本計画の財政計画より、税収の伸びが大きくなっているが、現在の経済状況で可能か。

また、人件費は新市基本計画より増加しているが、合併効果が表れていないのか。基金残高については、平成19年度決算で新市基本計画を大きく上回る約103億円となっている。しかし、これは事業の先送りの影響も含んでおり、平成24年度で新市基本計画を上回ることが可能なのか。

▶ 新市基本計画の財政計画とは、基準となる年度が異なる。平成19年度決算額を比較しても、新市基本計画より税収が伸びている。今回の案は、平成19年度決算を基に作成しているので、その後の年度も新市基本計画とは整合しない。

しかしながら、案の作成時点から経済状況が大きく変化しているので、現在の情勢を踏まえて見直していく。

基金についても、平成19年度決算で好転しているので、その結果を受けて変化している。

人件費については、職員数は減っているが、合併に伴う臨時的な事務量の増加に対応するため、臨時職員や時間外勤務が増加したため、平成19年度決算額が増

えている。

また、定員適正化計画に基づく職員数の増加や人件費の分析方法が変わったことも影響している。

○第8章について、全般的に精査する必要がある。

▶ 平成21年度予算の内容等を踏まえ、精査する。

本市の財政を示した目安として、総合計画に掲げていきたい。

○総合計画の計画期間は10年であるが、財政収支見通しは今後4年間分しかない。10年は困難としても、中間見直しを予定している平成25年度までの5年間は、示すべきではないか。

▶ 計算の基礎となる時点が1年度繰り上がることから、平成25年度までの5年間について掲げていきたい。

大規模事業の多くは、平成25年度以降の実施を予定しており、今後の情勢により事業年度がズレた場合には、後年度の見通しが大きく変化するため、10年間の見通しを示すことは困難と考えている。

▶ 総合計画に財政収支見通しを掲載していない団体も多い。

本市では、新市基本計画に財政計画を盛り込んでいたことから、それを引き継ぐ形で検討してきた。

大規模事業については、概ね5年間はある程度のメニューを把握できるが、10年間となると精度が落ちてしまう。総合計画では、ある程度の精度を確保するため、5年間の見通しを掲載したい。

○答申案10ページの財政状況と、平成18年度決算額が異なる。数値を精査し、整合を図る必要がある。

▶ 数値を精査する。

○以上の審議を受け、答申案には5年間を掲載することとし、その考え方は資料のとおりとする。

なお、事務局及び担当課において、平成21年度当初予算と経済情勢を反映して精査することとする。(会長)

②その他中間案の修正等について

(ア)ごみ処理に関する記述について

事務局より、資料2を基に、これまでの庁内プロジェクトチームでの検討経過及び記載内容について説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶…質疑に対する返答)

○課題について、老朽化の問題だけでなく、過去の覚書の履行が必要なことも認識しておくべきではないか。

▶ 総合計画は、長期間にわたる市政運営の羅針盤であり、あまり詳細に記載する必要はないと考えている。

庁内のプロジェクトチームにおいて、そのような視点も踏まえて具体的に検討していることから、総合計画ではこのような記述としている。

○明らかに市民の誤解を招く内容であれば修正の必要があるが、総合計画では大きな認識を示すだけでいいのではないか。

○市の責任と、必要な対応を明確にしておく必要がある。

▶ 具体的な議論がプロジェクトチームで進められており、その経過と政策会議での確認を経た内容である。

実現に向けた主な取り組みとの文脈から、一般的な維持補修でないことは理解できる。

○一般的な課題を認識した上で、主な取り組みの中で、市の対応を明確にしていると考えてはどうか。

○やはり、老朽化への対応と読める。もっと幅広い対応の必要性を認識していることが、わかりやすい内容にするべきではないか。

▶ この案は、プロジェクトチームと政策会議で確認された内容であり、ここでは決定できないので、一旦持ち帰り、意見を踏まえて検討する。

取り扱いについて、答申までに連絡させていただく。

○主な取り組みにおいて、清掃センターを「新清掃センター」と改めるべきではないか。

▶ これまで、議会での説明や庁内での検討にあたっては、一貫してこの表現を用いており、総合計画のみ変更はできない。特に誤解を与える表現でもないので、資料の表現でご理解いただきたい。

○課題については、抜本対策を含めた対応であることがわかるように、事務局において表現を検討していただくこととし、主な取り組みについては、資料のとおりとする。
(会長)

(イ) 第10回審議会の経過に基づく修正等について

事務局より、資料2を基に、前回の審議会の経過に基づく修正内容について説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

なお、特段の意見等はなかった。

(ウ) その他の修正について

事務局より、資料2を基に、その他の軽微な修正事項について説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

なお、特段の意見等はなかった。

(2) 審議事項

① 第1次木津川市総合計画(基本構想・基本計画)答申案について

事務局より、資料3を基に、答申案について説明し、会議結果要旨のとおり決定した。

	<p>主な意見・質疑等は次のとおり。（○…質疑・意見、▶ …質疑に対する返答）</p> <p>○第8章については、答申後にあらためて事務局等で精査していただくこととし、ごみ処理に関する記述等について、会長が確認の上、市長へ答申することとする。（会長）</p> <p>4. その他</p> <p>5. 市長あいさつ</p> <p>6. 閉会</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>特になし。</p>